

## 6 交通機関などの割引及び助成

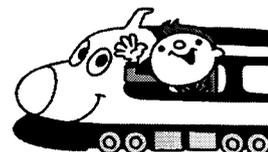
### (1) 旅客鉄道運賃の割引



#### ✿内容

各旅客鉄道会社の鉄道を利用する場合には、乗車券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示して購入すると割引されます。割引となる介護人は障がい者1人につき1人までです。

#### ✿対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者



#### ✿割引率

手帳に記載されている種別により割引内容が異なります。(療育手帳の場合は「A」が第1種、「B」が第2種となります。)

区分	乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
第1種 (A)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
		介護人と共に利用する場合 (キロ数の制限はない)	本人・介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
	普通特急券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
第2種 (B)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	

※ 小学校の小児定期乗車券は割引されません。(介護人は通勤定期乗車券に限ります)

### (2) 市街地循環バス等運賃の無料



#### ✿内容

市街地循環バス・新発田市コミュニティバスを利用する場合には、各障害者手帳を提示すると運賃が無料になります。

#### ✿対象者 各障害者手帳所持者及び付添人

#### ✿問い合わせ 新発田市役所 市民まちづくり支援課

(市街地循環バス) 新潟交通観光バス(株)新発田営業所 ☎23-2111

(コミュニティバス) NPO法人 七葉 ☎29-2002

### (3) バス運賃の割引



#### ✿ 内容

路線バスを利用する場合には、各障害者手帳を提示すると運賃が割引されます。定期乗車券は、手帳を提示して購入します。

✿ 対象者 各障害者手帳所持者

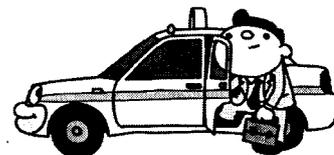
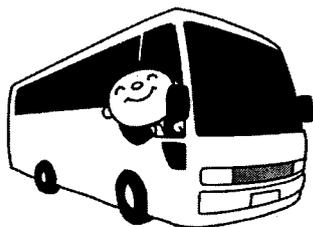
#### ✿ 割引率

乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
普通乗車券	単独で利用する場合	本人	50%
	介護人と共に利用する場合	本人・介護人※	
定期乗車券	単独で利用する場合	本人	30%
	介護人と共に利用する場合 (12歳未満の学生は除く)	本人・介護人※	

※ 精神保健福祉手帳（写真貼付）所持者は本人のみ対象。（H23.4.1～）  
介護人はバス事業者が認めた場合に割引となります。

✿ 問い合わせ 新潟交通観光バス(株)新発田営業所

☎ 23-2111



### (4) ハイヤー・タクシー運賃の割引



#### ✿ 内容

県内のハイヤー・タクシーを利用する場合には、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると運賃が割引されます。なお、福祉タクシー利用券を交付されている方は併用ができません。（新発田市協定業者のみ）

✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者

✿ 割引率 10%（迎車料金は対象外）

## (7) 航空運賃の割引



### ✿ 内容

国内の各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、航空券販売窓口には、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると運賃が割引されます。(12歳未満の方は除く)

✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者

✿ 割引率 約36% (路線等により異なりますので航空会社に問合せてください)

## (8) 旅客船運賃の割引

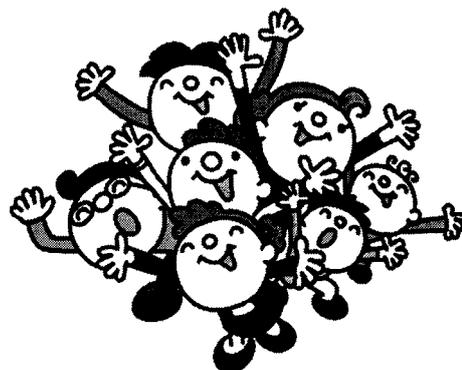


### ✿ 内容

国内の各旅客航路を利用する場合には、乗船券販売窓口には、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると運賃が割引されます。ただし、船舶運行業者によって割引の内容が異なる場合があります。

✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者

✿ 割引率 約50%



## (9) 障がい者移送サービス



### ✿ 内容

車いす、白つえなどを使用していて外出が困難な障がい者を福祉車両で送迎します。事前に社会福祉協議会で登録が必要となります。

### ✿ 利用料

年間費 2,000円 / 運行費 80円 (1キロあたり)

✿ 問い合わせ 新発田社会福祉協議会 ☎23-1000